

## 災害時の資金繰りを支援する

# 林業・木材産業災害復旧対策保証

近年、地震や豪雨等による自然災害が多く発生し、林業・木材産業を営む皆様が直接的、間接的に被災し、事業継続に支障をきたす場合があります。

災害発生後において、林業者の皆様の資金需要にスピーディーに対応できるよう、独立行政法人農林漁業信用基金では「林業・木材産業災害復旧対策保証」を創設しました。

ご利用対象者	林業・木材産業を営む方で災害（ <u>林野庁長官の指定する災害</u> ）により直接的、間接的（主要取引先の被災等）に被害を受けられた方
保証限度額	8,000万円（通常の保証限度額とは別枠で利用できます。）
資金用途	事業の復旧、再建に必要な資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内 （返済据置期間は2年以内）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料率	0.10% ～ 1.80% ⇒ <u>最大で5年間「保証料免除」となります。</u>
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	原則として1名以上（法人代表者を含む。）
担保	必要に応じて
出資金	保証額に対して出資金が必要です。 （完済後、ご請求により出資金を返戻いたします。）
その他	・直接被災者の場合は、市町村長が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となります。 ・間接被災者の場合は「被害証明書(信用基金指定様式)」が必要となります。
相談・申込窓口	最寄りの金融機関もしくは農林漁業信用基金へ直接ご相談・お申込みください。  独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 電話 03-3294-5585・5586



※融資及び保証については金融機関及び農林漁業信用基金による審査の結果、ご希望に添えない場合があります。